

# 資源物とごみの分け方・出し方

お問い合わせ

建設水道課 環境係  
☎ 79-7933(直通)

## 資源物

### 缶類



- 缶飲料 ・ かんづめ ・ ミルク、お菓子、ジュース等の缶など
- 中を水で洗って、水分を取り、アルミ缶とスチール缶に分けて、潰さずに出してください。
- スプレー缶は使い切って、穴をあけずに出してください。

### プラスチック類



- ペットボトル ・ 白色トレイ
- 包装容器プラスチック（発泡スチロールを含む）
- その他プラスチック

### 服・衣類

- 衣類 ・ 綿製品 ・ 布きれ ・ シーツ ・ タオル など
- 洗って乾かしてから、(半)透明なビニール袋に入れて出してください。

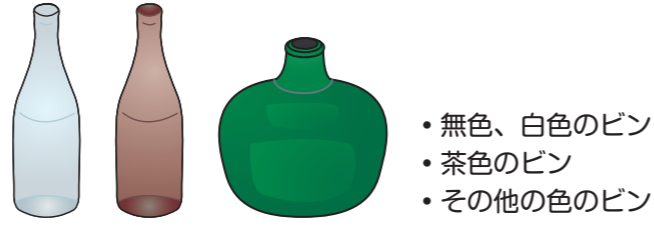
- 回収できないもの
- 靴下 ・ 下着 ・ 革製品 ・ フリース製品
  - 羽毛類(布団、ぬいぐるみ、クッション、はんてん)
  - カーペット類 ・ 汚れのひどいもの

### 天ぷら油

異物(天かす等)を取り除き、空き容器で保管後、収集場所の専用容器の中に入れてください。

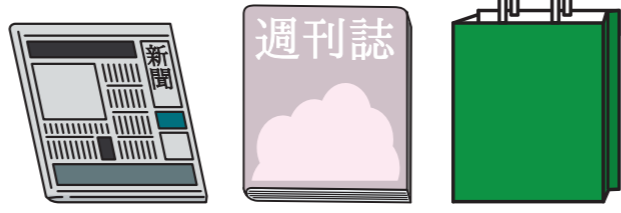
| 回収できる油  | 回収できない油  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>サラダ油 ・ ひまわり油 ・ ごま油</li> <li>サフラワー油 ・ コーン油 ・ なたね油</li> <li>大豆油 ・ オリーブオイル</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>鉱物油 ・ 牛脂</li> <li>豚油(ラード)</li> <li>パーム油(ヤシ油)</li> </ul> |

### ビン類



- ビンを資源物に出す時は3色に分けて出してください。

### 紙類



- 品目ごと、しばらずに出してください。
- 金属、ビニール等紙以外のものを取り除いてください。
- 新聞(折込みチラシを含む)
- 雑誌(週刊誌、カタログなど) ※厚い表紙は取り除く
- 段ボール ・ 飲料用紙パック
- その他紙類(菓子箱や紙袋等)

### 蛍光管・電池・水銀型体温計

- 蛍光管
  - 水銀型体温計
- 割れないようにケースに入れて出すか、新聞紙等に包んで出してください。

- 電池
- 乾電池 ・ 充電電池 ・ ボタン電池 ・ モバイルバッテリー
  - 電極部分(+、-)部分にビニールテープ等を貼って絶縁して出してください。

| 資源物 収集日 |                            |
|---------|----------------------------|
| 各地区     | 第2 木曜日                     |
| 役場駐車場   | 第4 土曜日<br>午前7:30~午前10:30まで |

## 燃やすごみ

燃やすごみとは資源物として回収できないもので、燃やす以外に処理の方法がないものです。



指定袋に入れて名前を書く  
↓  
「可燃ごみ」収集日に各地区の指定場所へ出してください。

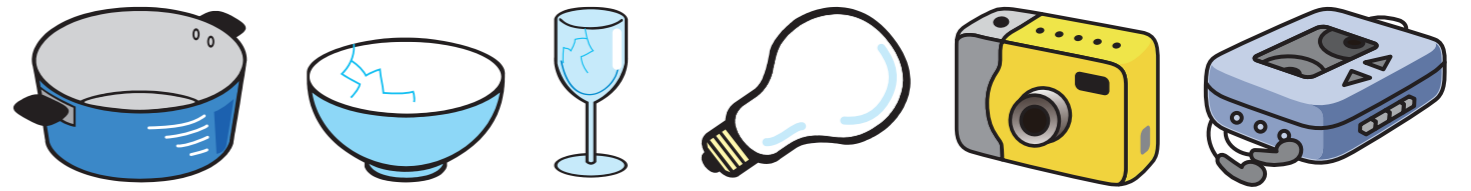
- 生ごみは水分をよく切ってから袋に入れてください。
- おむつ(紙おむつを含む)は、汚物を必ず取り除いてください。
- 金属が付いているものは、必ず取り除いてください。
- 使い捨てライターはガス抜きをして、「燃やすごみ」に出してください。

| 燃やすごみ 収集日                         |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 払沢・柏木<br>菖蒲沢・室内                   | 毎週 月・木 曜日 |
| 大久保・柳沢・ハッ手<br>原山・ペンション<br>中央高原・農場 | 毎週 火・金 曜日 |
| やつがね・判之木<br>中新田・上里・南原             | 毎週 水・土 曜日 |

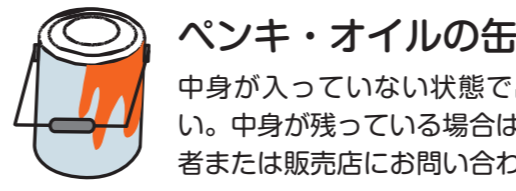
- ごみを出せる時間は収集日の午前6時から午前8時までの間です。(地区の取り決めがある場合は、それに従ってください)

## 燃えないごみ

燃えないごみとは、小さい金属類、ガラス製品類、陶磁器製品類、小型家電品などを言います。

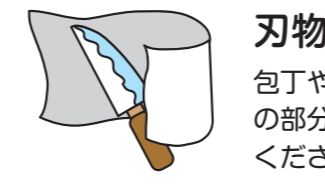


- 小さい金属類 ・ 陶磁器類 ・ ガラス類 ・ 金属食器 ・ 調理用具類 ・ 白熱電球 ・ 小型家電製品(30cm未満のもの)



**ペンキ・オイルの缶**  
中身が入っていない状態で出してください。中身が残っている場合は民間の収集業者または販売店にお問い合わせください。

- テレビ等の家電リサイクル法対象製品、パソコン類は出せません。
- 袋などに入れておらず、バラバラの状態では「不燃物コンテナ」の中に入れてください。



### 刃物

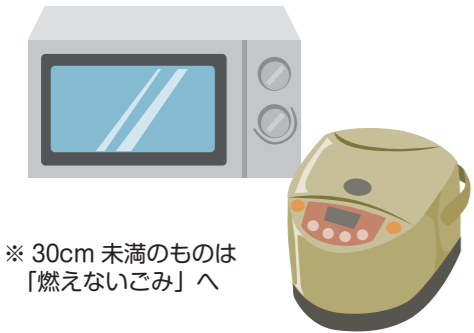
包丁やハサミなどの刃物は、必ず刃の部分を新聞紙などで包んで出してください。

| 燃えないごみ 収集日 |         |
|------------|---------|
| 全地区        | 毎週 水 曜日 |

- ごみを出せる時間は収集日の午前6時から午前8時までの間です。(地区の取り決めがある場合は、それに従ってください)

## 粗大ごみ

### リサイクル家電対象品以外の家電製品



※30cm未満のものは「燃えないごみ」へ

### ストーブ、移動式ファンヒーターなどの暖房器具



※必ず燃料を抜いてから出してください  
※受け皿に燃料が残っていることがあります。

### タンスなどの家具類



※鏡、ガラス、金属類はなるべく外してください。

### 大きいプラスチック製品や材質の混合製品



- そのままの状態で収集場所に出してください。
- 粗大ごみの受け入れ時間は収集場所によって異なります。収集場所を管理する地区の区長・自治会長にお尋ねください。
- 収集できるものは、3m以下のものです。それ以上の大きさのものは、民間の収集業者等を利用してください。

| 粗大ごみ 収集日                    |  |
|-----------------------------|--|
| 払沢・中新田                      | 5月22日(月) 8月7日(月)<br>10月30日(月) 2月26日(月) |
| 大久保・柳沢<br>ハッ手               | 5月29日(月) 8月21日(月)<br>11月6日(月) 3月4日(月)  |
| 柏木・菖蒲沢<br>室内・やつがね           | 6月5日(月) 8月28日(月)<br>11月13日(月) 3月11日(月) |
| 南原・上里<br>判之木・ペンション<br>農場・原山 | 6月12日(月) 9月4日(月)<br>11月20日(月) 3月18日(月) |

## 引き取りできないもの

### 村で引き取りできない主な品目



この他に  
・建築用廃材類(量を含む)  
・焼却灰  
は引き取りません。

- 村では引き取れませんので、一般廃棄物収集運搬業許可業者に直接処理を依頼するか、販売店にご相談ください。

粗大ごみ等の収集日に便乗しての村では引き取れないごみの不法投棄が相次いでいます。不法投棄は犯罪です。絶対におやめください。

## ごみの持ち込み施設

ごみステーションや粗大ごみ収集日に出せないごみは下記の施設へ持ち込んでください。

**諏訪南清掃センター**  
茅野市米沢2000-3 TEL 71-1633  
受け入れ日:月曜日から土曜日  
(毎週日曜日と年末年始12/31から1/3は休業)  
受け入れ時間:午前9時から午後4時30分まで

**受け入れ品目**

【燃やすごみ】  
【燃やす粗大】

- ふとん類 ・ マットレス(金属なし)
- 大きい座布団(クッション)
- ソファ(金属なし) ・ はぜ棒など

**諏訪南リサイクルセンター**  
茅野市米沢1787-1 TEL 78-3688  
受け入れ日:月曜日から土曜日(毎週日曜日と年末年始12/31から1/3は休業)  
受け入れ時間:午前9時から午後4時30分まで

**受け入れ品目**

【燃えないごみ】 直接持ち込み場合は、指定の「燃やすごみ」の袋(小22ℓ)に入れてください。  
【燃やさない粗大】

- マットレス(金属あり) ・ ソファ(金属あり)
- エレクター、オルガン、木製家具 など

※タイヤチェーン、こたつ灰も直接持ち込みに限り引き取ります。指定の「燃やすごみ」の袋(小22ℓ)に入れて持ち込んでください。

● 品目によって持ち込み先が異なります。事前に諏訪南清掃センターへご確認ください。

● 処分料は無料です。

## 野焼き(廃棄物の野外焼却)は法律により禁止されています

家庭から出るごみ、ビニールシートやマルチなどの農業資材、廃タイヤ、建築資材、産業廃棄物等を野外で焼却することは法律で禁止されており、違反者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が課せられます。農業を営むうえでやむを得ない場合や小規模なたき火、キャンプファイヤー等は例外として認められていますが、周辺への配慮が必要です。(周辺住民から苦情がある場合は、例外として認められている焼却であっても規模の縮小、消火等の行政指導の対象となります) 例外的野焼きをする場合は、火災予防の観点から事前の届出が必要です。

届出先:原消防署 ☎79-2442(直通)

## 家庭ごみ分別の手引き

資源物やごみの分別・処理について品目ごとに説明しています。また50音順索引で「家庭での分別区分と出し方」も掲載しています。ごみ処理で迷ったらご一読ください。

[問] 建設水道課 環境係  
☎79-7933(直通)

